

「浜岡原子力発電所における緊急安全対策について」等の報告書の記載誤りの調査結果および原因と再発防止対策について

2011年9月28日

当社は、2011年4月20日に国へ報告した「浜岡原子力発電所における緊急安全対策について」の報告書に記載の誤りを確認したことから、2011年9月15日に記載を修正した同報告書の改訂版を原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）へ提出しました。

また、同日、保安院より本事象の原因の究明および再発防止対策について、2011年9月28日までに報告するよう指示を受けました。（[2011年9月15日](#) お知らせ済み）

当社は、これらの指示に基づく原因の究明および再発防止対策をとりまとめ、本日、保安院へ報告しましたのでお知らせします。

今後、立案した再発防止対策を確実に実施していきます。

記載誤りの内容の調査結果について

保安院が指示した調査範囲のうち、当社が報告をおこなった4件の報告書について調査した結果、「浜岡原子力発電所における緊急安全対策について」の報告書の記載誤りについて（[2011年9月15日](#) お知らせ済み）にてお知らせした誤り以外に新たな誤りがないことを確認しました。

原因

(1) 確認体制・手順の問題

報告書提出前日に急遽記載を追加した内容の一部等に記載誤りがありましたが、短期間で報告書を作成する場合などにおいて、以下の問題がありました。

- ① 報告書の内容を確認する部署や確認範囲が明確になっておらず、責任の所在が明確でない場合があります。
- ② 報告書提出の前日に追加した内容の一部について、設備を管理する部署（以下、「設備管理部署」という。）の長または報告書を取りまとめる部署の長による確認をおこなっていないなど、審査・承認プロセスが不明確となっている場合があります。
- ③ 報告書提出の前日に追加した内容の一部について、設備管理部署以外にダブルチェックをおこなっていないなど、計算間違いや転記の誤りを発見できる体制・手順となっていない場合があります。

(2) 根拠書の問題

- ① 報告書作成において、基本設計図書を引用し、現物や詳細設計図書による確認をおこなっていない場合があるなど、根拠書として使用できる図書が明確になっていませんでした。

再発防止対策について

以上の原因を踏まえ、緊急性を要するような場合においても通常時と同様に確実に報告書の内容を確認することとし、以下のとおり、再発防止対策を立案しました。

(1) 確認体制の明確化

報告書の作成にあたっては、以下のとおり確認体制および手順を明確化することとします。

- ① 報告書の取りまとめ部署が、誤りの有無を確認する部署（以下、「確認実施部署」という。）および確認範囲を明確化することとします。
- ② 確認実施部署において、担当者以外の者による根拠書を用いた審査および部署の長による承認を実施するよう手順を明確化します。
- ③ 取りまとめ部署において、根拠書を用いたダブルチェックを実施する手順を明確化します。

(2) 根拠書の明確化

報告書の作成にあたっては、以下の図書の中から、確認に適したものを根拠書として用いることとします。この際、他の図書で規定された数値等を参考値として引用した図書を誤って根拠書とすることのないよう配慮します。また、必要に応じて現場での照合を行います。

- ① 原子炉設置（変更）許可申請書、工事計画書
- ② 詳細設計図書

以上